



情報(第 188 号)



令和 7 年 2 月 28 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

令和 7 年度の保険料率



国会で新年度予算案が報じられているとおり、令和 7 年度が目前になり、保険料率の改定時期となります。

今号では、社会保険・労働保険料の保険料率等について解説します。

1 令和 7 年度社会保険の保険料率

表 1 のとおりとなります。健康保険で 1.6/1000 (1.6%) の上昇、介護保険では 0.1/1000 (0.6%) の下降となっております。健康保険及び介護保険の合計では、1.5/1000 の上昇となり、保険料負担額は全体として増えることとなります。

対象は、令和 7 年 3 月分 (4 月 30 日納期限分) からです。法定どおり控除されていけば、令和 7 年 4 月に支給する賃金から新保険料率で控除してください。

【表 1】

年度	健康保険	介護保険	厚生年金保険	子ども・子育て拠出金
令和 7 年度	103.6/1000	15.9/1000	183/1000	3.6/1000
令和 6 年度	102/1000	16/1000	183/1000	3.6/1000

※1 厚生年金保険料は、上限保険料率であり、今のところこの率に変更されることは想定されていません。

2 保険料控除の留意点

保険料負担額 (賃金からの控除) を正確に計算することは意外に難しく、控除額と日本年金機構からの請求額が合わないとのこと相談があります。次の事項にご留意ください。

- (1) 介護保険料を控除するのは、40 歳以上 65 歳未満の被保険者です。したがって、40 歳到達月から介護保険料分控除額が増加し、65 歳到達月から介護保険料分控除額が減少します。
- (2) 年齢計算では、「誕生日の前日」に満年齢となります。昭和 60 年 3 月 1 日生まれは本年 2 月 28 日に 40 歳ですから、令和 7 年 2 月分から介護保険料の控除が必要です。

これと反対に、昭和 35 年 3 月 1 日生まれは本年 2 月 28 日に満 65 歳ですから、令和 7 年 2 月分から介護保険料の控除が不要です※2。

- (3) 厚生年金保険の被保険者となれるのは、70 歳未満であり、70 歳になると前号と同じく厚生年金保険料はかかりません。

※2 65 歳以上の方は、市町から直接、介護保険料が徴収されることになり、原則として、受給する年金額から特別徴収されます。

3 社会保険料の概算の計算

社会保険料の負担は、売上や利益に関わらずかかってきますし、賃上げをするとそれにつれて標準報酬月額が改定がされ、また、賞与を支給するとそれに対して同じ保険料率でかかってきますので、企業にとっては大きな負担です。他方で、労働

者にとっては、半額負担で各種の保障があることは大変有り難いものです。

さて、全額事業主負担である、子ども・子育て拠出金率を合計すると（介護保険料を含む）、社会保険料率の合計は、306.1/1000 です。そこで、大雑把に 300/1000 と捉え、賃金額・賞与額合計が 1,000,000 円とした場合、 $1,000 \times 300 = 300,000$ 円がだいたいの保険料額となり、労働者・企業負担額は約 150,000 円となります。このような計算で、資金繰りや財務への影響を簡易に予想できます。

4 雇用保険料率改正

表 2 のとおりです。こちらは、少し下がっておりいくらか気分が楽になります。対象として、令和 7 年 4 月から新料率で控除することになるところ、健康保険・厚生年金保険と勝手が異なります。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに支給された賃金（令和 7 年 3 月に支払義務が確定した賃金を含みます）が令和 6 年度分、令和 7 年 4 月 1 日以降が令和 7 年分となります。そのため、次のとおりとなります。

(1) 賃金月末締切企業

令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月支給分が令和 6 年度保険料率、令和 7 年 5 月支給以降から新料率により控除します。

(2) 令和 7 年 4 月採用労働者

15 日締切、当月 25 日支給のような場合、令和 7 年度保険料率によって当該賃金から控除することになります。社会保険料では、5 月支給賃金から控除します。

【表 2】（農林水産・清酒製造の事業略）

年度	事業の種類	労働者負担	事業主負担	合計
令和 7 年度	一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
	建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000
令和 6 年度	一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
	建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

5 健康保険料率の決定方法と医療費

健康保険の保険料率は、どのようにして決定されるのでしょうか。

各都道府県の加入者 1 人当たりの医療費に基づき、都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、決定するとされています。

そのため、被保険者・被扶養者が上手な医療のかかり方と健康づくりに取り組むことが大切となります。その一つとして、ジェネリック医薬品の推奨があります。ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価な薬です。

ジェネリック医薬品がある薬で、先発医薬品の処方を希望する場合には、「特別の料金」がかかり、自己負担額が増える仕組み（長期収載品の選定療養）が令和 6 年 10 月から導入されていますから、この点からもジェネリック医薬品を使うことの利点があるのです（以上、全国健康保険協会 HP 参照）。

以上